

# Client Alert

東京

BAKER & MCKENZIE

東京青山・青木・粕法律事務所

2008年5月

## 米国における外国投資に関する新基準

米国の外資規制に関する新しい基準案の全文を入手するには、[こちらをクリック](#)してください。

米財務省は、2008年4月21日、2007年外国投資及び国家安全保障法（FINSА）を施行するための新しい基準案を発表しました。FINSАは、いくつかの対米投資案件について対米外国投資委員会（CFIUS）が十分な調査をすることができなかつたとする一部の議員の見解を受けて、2007年に制定されました。今回の基準案はFINSАを施行するためのものですが、最終的にこれを施行する前に、この新基準案に関するパブリック・コメントを募集することになります。

政府の外国企業による買収に関する見直しの焦点は、引き続き、財務省が議長を務め、その他の政府機関を含むようになったCFIUSにあります。CFIUSは、米国企業の経営権の「支配」につながる外国企業による買収案件を調査する権限が与えられています。

FINSА及び新基準案の重要なポイントは、外国投資家が米国企業の経営権を支配するかどうかという点にあります。新基準案は、「支配」を広く定義しており、持ち株比率51%といった明確な基準で示すのではなく、米国企業に影響を与える重要事項を決定できることというように定めています。さらに、米国企業の経営権の支配は、共同投資を行う旨の非公式な協定を結んでいる複数の外国投資家によって行われることもあるとしています。CFIUSは、これまで50%をはるかに下回る経営権の譲渡に関する取引の調査を行っていましたが、新基準案においても、これは引き続き行われることになります。

FINSА及び新基準案では、CFIUSの審査・調査の対象についても、米国の「重要インフラ」といった外資投資案件の新しい分野にまで拡げています。

CFIUSは、外国の省庁、機関及び団体のみならず、外国の政府及び地方政府による経営権の「支配」につながる全ての米国企業への投資についても調査を行わなければなりません。

新基準案は、外国投資を積極的に受け入れるという米国の一般方針を抜本的に変えるものではありません。新基準案は、どのような取引がCFIUSの審査・調査の対象になるかを明確にし、CFIUSに取引案件を報告する際の新しい手続を示すものです。ただ、FINSА及び新基準案によって、今後、外国企業による米国企業への投資が、CFIUSから非常に強化された監視を受けることは確実です。

また、新基準案は、政府に任意に取引案件に関する報告をし、又は、CFIUS が認定する国家安全保障上の特定のリスクを軽減するために米国政府と「リスク軽減に関する合意」を締結する者を対象として、重要な新しい要件を定めています。CFIUS が取引案件に関してより詳細な審査を行うようになってくる近年の傾向に加え、このような新基準案の内容からすると、米国企業に対する投資又は買収を成功へと導く鍵は、次の事項を行うために、より一層充実したデュー・デリジェンスの手段を利用することにあると考えます。

- (1) 取引案件が新基準案の適用対象となるかどうか、また、重要な技術又はインフラに関係するものであるかどうかを迅速に見極めること
- (2) 任意に報告し、また、政府による懸念事項に該当するかどうかを確認するために CFIUS に相談すること
- (3) CFIUS が具体的な懸念を表明した場合に備えて、取引案件を修正し、及び／又は、特定のコンプライアンス手続を行えるように準備しておくこと

新基準案の重要ポイントは、以下をご覧ください。

- ・ 「適用取引案件」とは、外国人により米国企業の支配権が取得されることになるあらゆる取引と定義されています。具体的な適用取引案件の例が新基準案の中に示されています。
- ・ 「支配」は、機能面から定義されており、企業の発行済株式総数の議決権の過半数を取得し又は支配権を有する少数株主となること、取締役会に代表者を送り込むこと、議決権の代理行使、特別株式、契約上の合意、公式若しくは非公式になされる共同投資の協定又はその他の方法を通じて直接的又は間接的に行使される、米国企業に影響を与える重要事項を決定し、指示し、又は判断することのできる権限を意味しています。
- ・ 審査のスケジュールは、従前とほぼ変わりありません。CFIUS による 30 日間の審査があり、その後、必要がある場合には、45 日間の調査が行われます。
- ・ CFIUS は、外国政府又は外国政府が実権を握っている企業若しくは外国政府の代理として活動を行っている企業が米国企業の経営権を支配することになる取引を行う場合には、そのすべての取引案件について 45 日間の調査を行う義務があります。
- ・ CFIUS による監視の要因となる「重要な技術」は、現行の米国の輸出規則等（武器の国際輸送に関する規則、輸出管理規則、核装置及び物質の輸出入に関する規則、特定物質及び有害物質の輸出入に関する規則）に準拠して定義されています。
- ・ 「重要なインフラ」とは、物質的又はネットワーク上のものかを問わず、米国にとって極めて重要なものであり、外国人が経営権を支配した企業の特定のシステム又は資産の不能又は破壊が「国家安全保障を弱体化させる影響を有することになる」と CFIUS によって見なされるシステムや資産と定義されています。「重要なインフラ」については、これ以上の説明はなされていません。
- ・ 新基準案は、取引案件に係る当事者に対して、該当の案件が基準の適用対象となるか、また、政府が示す懸念事項に該当するかどうかを確認するために、CFIUS との事前相談を行うことを奨励しています。

## 連絡先

### Edward E. Dyson

(エドワード・E・ダイソン)

パートナー

+1 202 452 7004

[edward.e.dyson@bakernet.com](mailto:edward.e.dyson@bakernet.com)

### Nicholas F. Coward

(ニコラス・F・コワード)

パートナー

+1 202 452 7021

[nicholas.f.coward@bakernet.com](mailto:nicholas.f.coward@bakernet.com)

### Paul J. McNulty

(ポール・J・マクナルティー)

パートナー

+1 202 835 1670

[paul.j.mculty@bakernet.com](mailto:paul.j.mculty@bakernet.com)

### David A. Clanton

(デイビッド・A・クラントン)

パートナー

+1 202 452 7014

[david.a.clanton@bakernet.com](mailto:david.a.clanton@bakernet.com)

### Thomas Peele

(トーマス・ピール)、パートナー

+1 202 452 7035

[thomas.peele@bakernet.com](mailto:thomas.peele@bakernet.com)

### David J. Laing

(デイビッド・J・ラング)

パートナー

+1 202 452 7023

[david.j.laing@bakernet.com](mailto:david.j.laing@bakernet.com)

### Mark D. Menefee

(マーク・D・マネフィー)

顧問

+1 202 835 4254

[mark.d.menefee@bakernet.com](mailto:mark.d.menefee@bakernet.com)

- 故意又は重大な過失によって通知において重要な虚偽記載若しくは不記載を行い、又は、虚偽の審査登録を行う者は、1件の違反行為につき250,000ドル以下の民事制裁金を米国政府に支払う責任を負うこととなります。さらに、故意又は重大な過失によって米国政府との重要な合意又は条件に違反した者は、1件の違反行為につき250,000ドル以下の民事制裁金又は取引の評価額を支払う責任を負うこととなります。

何かご不明な点がございましたら、当事務所までお気軽にお尋ねください。

ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 東京青山・青木・狛法律事務所（外国法共同事業）は、各国に所在するオフィスをメンバーファームとするスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。